

貨物夏季闘争情報

2010夏季手当の要求に対し 基準内賃金の1.58ヶ月の超低額回答!!

貨物会社は6月11日、夏季手当の国労要求に対する回答として、「基準内賃金の1.58ヶ月分(対前年比0.07ヶ月減)、7月7日支払い」の「超」低額回答を行った。回答を受けて組合は、「この23年余、貨物会社を支えてきた組合員・家族の思いを踏みにじるものであり、認められない」と厳しく抗議した。

組合側主張骨子

回答は、社員・家族の切実な要求から大きく乖離し認められない。

収入は前年より大幅に改善しており、経営判断で社員に還元することは十分可能。

経営責任を果たさず、切実な要求に応えようとしない姿勢は批判されるべきものであり、持ち帰りとする。

会社側回答骨子

定期昇給の未実施部分については差額(定期昇給分×1.58)を10月賃金に追給。

現状は昨年より改善したが、今後の黒字確保には厳しい状況。

現時点で最大の月数として判断したものであり、最終回答である。

抗議行動の展開 (国労本部闘争指示52号)

1. 各級機関は、貨物会社の低額回答に対する抗議行動を6月18日正午まで展開すること。